

新型新型コロナウイルス感染症と診断されたら…



※別紙資料

新型新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出についても併せてご覧ください。

1 受診時、医師に、発症日と登校可能予定日を確認する。



2 学校に報告をする。

電話などで以下のことについて報告してください。

- ① 発症日、登校可能予定日を教えてください。
- ② 「療養報告書」の受け取り方法を教えてください。

3 「療養報告書」を学校ホームページからダウンロードして印刷する。もしくは学校へ取りに来る。



ホームページの【配布文書一覧】を選択すると、「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」が出てきます。ダウンロードできない場合には、学校へ取りに来ていただくか、兄弟姉妹を通してお渡しします。

4 「療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録する。

5 検温と健康観察を行い、「症状が軽快した日」を確認して記録する。

6 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「療養報告書」をもって登校し、学校に提出する。



新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、

かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

記入例

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

太田市立木崎小学校
校長 倉田 聡子

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

3年 1組 8番 氏名 木崎 一郎

| | | |
|----------------------------|-----------|-------------|
| 1 受診 (自己検査の場合は 記入不要) | (1) 診断日 | 令和 6年 6月 2日 |
| | (2) 医療機関名 | 〇〇〇小児科 |

| | | |
|------|--------------------------------|-------------|
| 2 療養 | (1) 発症日(※1) (無症状の場合は検体採取日) | 令和 6年 6月 1日 |
| | (2) 症状軽快日(※2) (無症状の場合は記入不要) | 令和 6年 6月 5日 |
| | (3) 登校再開日(※3) | 令和 6年 6月 7日 |

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校再開は、発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。
(インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)

令和 6年 6月 7日 保護者氏名 木崎 太郎